

東京都北区立赤羽台西小学校

新築概要

令和5年3月

北区教育委員会

目 次

1 施設整備に関する状況	1
1-1 赤羽台西小学校の概要	1
1-2 赤羽台西小学校の通学区域	2
1-3 児童数の推計	3
1-4 計画地周辺の状況	4
2 建築に関わる諸条件	5
2-1 敷地の現況	5
2-2 敷地の写真	7
3 施設計画	10
3-1 施設構成及び規模	10
3-2 関係法令等	12

1 施設整備に関する状況

1-1 赤羽台西小学校の概要

(1) 沿革

昭和	37年	開校
	39年	プール・体育館竣工
	49年	校舎増築棟竣工
	60年	校舎改修工事完了
平成	12年	耐震補強工事完了
	22年	体育館改修工事完了
令和	4年	創立60周年

(2) 施設概要

① 所在地	北区赤羽台2丁目1番34号
② 敷地面積	9,860.68㎡
③ 延床面積	4,903.47㎡
④ 施設構造	鉄筋コンクリート3階建
⑤ 施設内容	校舎面積4,264.80㎡ 運動場面積4,700㎡
⑥ 保有教室数	普通教室12 特別教室（図工室、図書室、少人数教室2、理科室、音楽室2、家庭科室、PC室、他）、特別支援教室、給食室、職員室、校長室、事務室、主事室、保健室、他

1-2 赤羽台西小学校の通学区域

赤羽台西小学校の通学区域は以下の区域である。（令和5年3月現在）

赤羽台1丁目（変更後：赤羽台1丁目2番～9番）

2丁目

赤羽西1丁目29番～34番

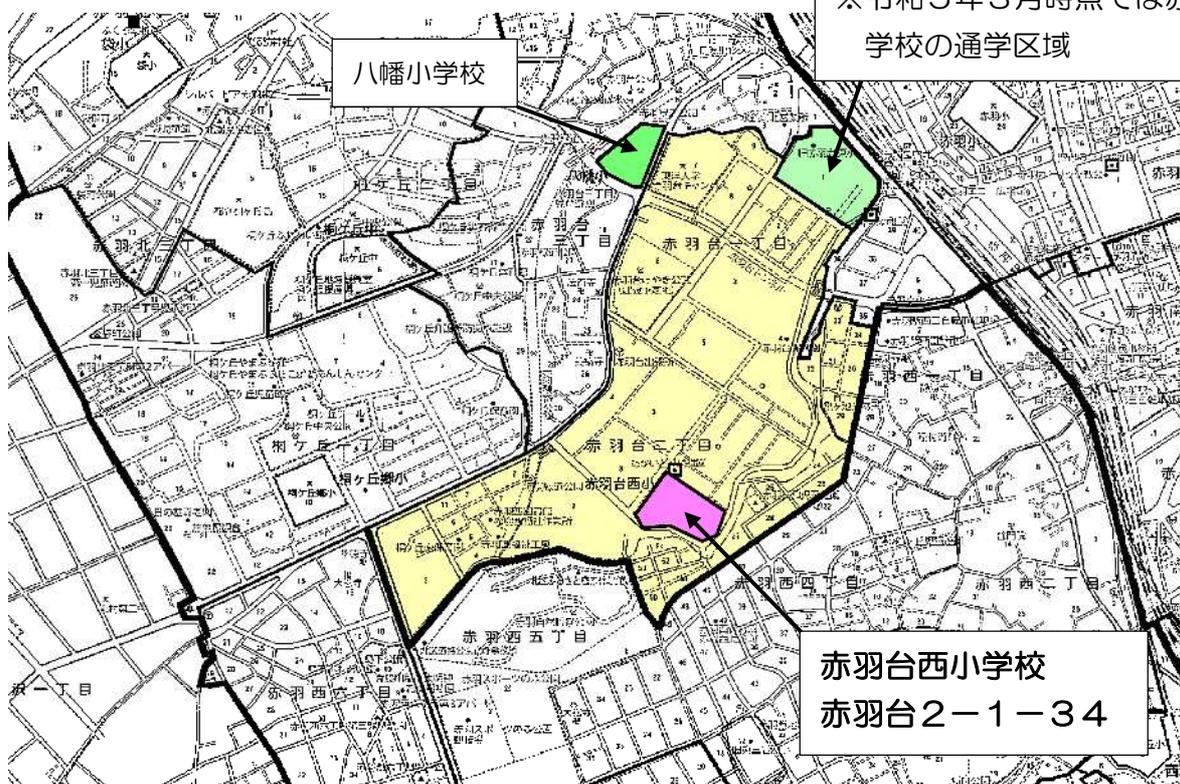
4丁目24番～28番

4丁目50番～54番

5丁目3番～12番

※令和5年度から通学区域変更予定。

赤羽台西小学校通学区域図



1-3 児童数の推計

建築する新校舎の規模、教室数等を計画するため、赤羽台西小学校の児童数及び学級数を推計する。

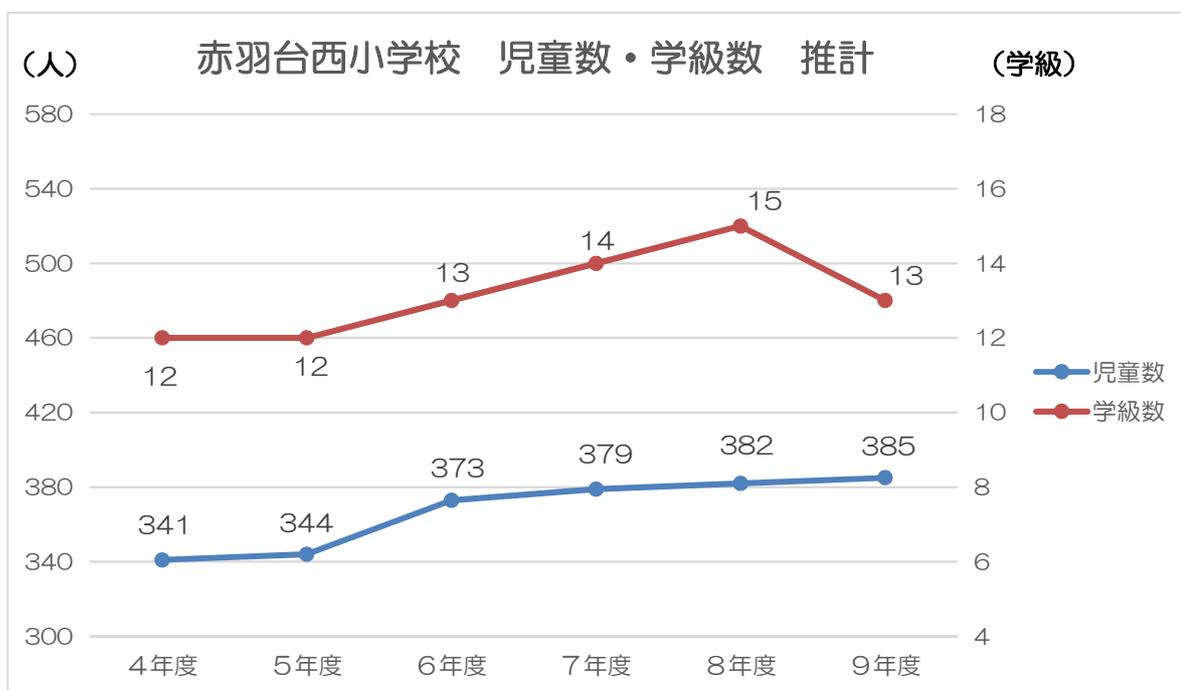
＜赤羽台西小学校 児童数及び学級数推計＞

※令和4年度の数值は5月1日現在の実数。

令和	4年度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
	児童数	学級数										
1年	62	2	61	2	76	3	73	3	72	3	72	3
2年	65	2	59	2	61	2	73	3	71	3	69	2
3年	56	2	63	2	59	2	60	2	71	3	68	2
4年	60	2	53	2	60	2	57	2	57	2	68	2
5年	52	2	58	2	57	2	59	2	55	2	55	2
6年	46	2	50	2	60	2	57	2	56	2	53	2
計	341	12	344	12	373	13	379	14	382	15	385	13

※令和5年度以降は令和4年度教育人口等推計（東京都教育庁）を基に作成。

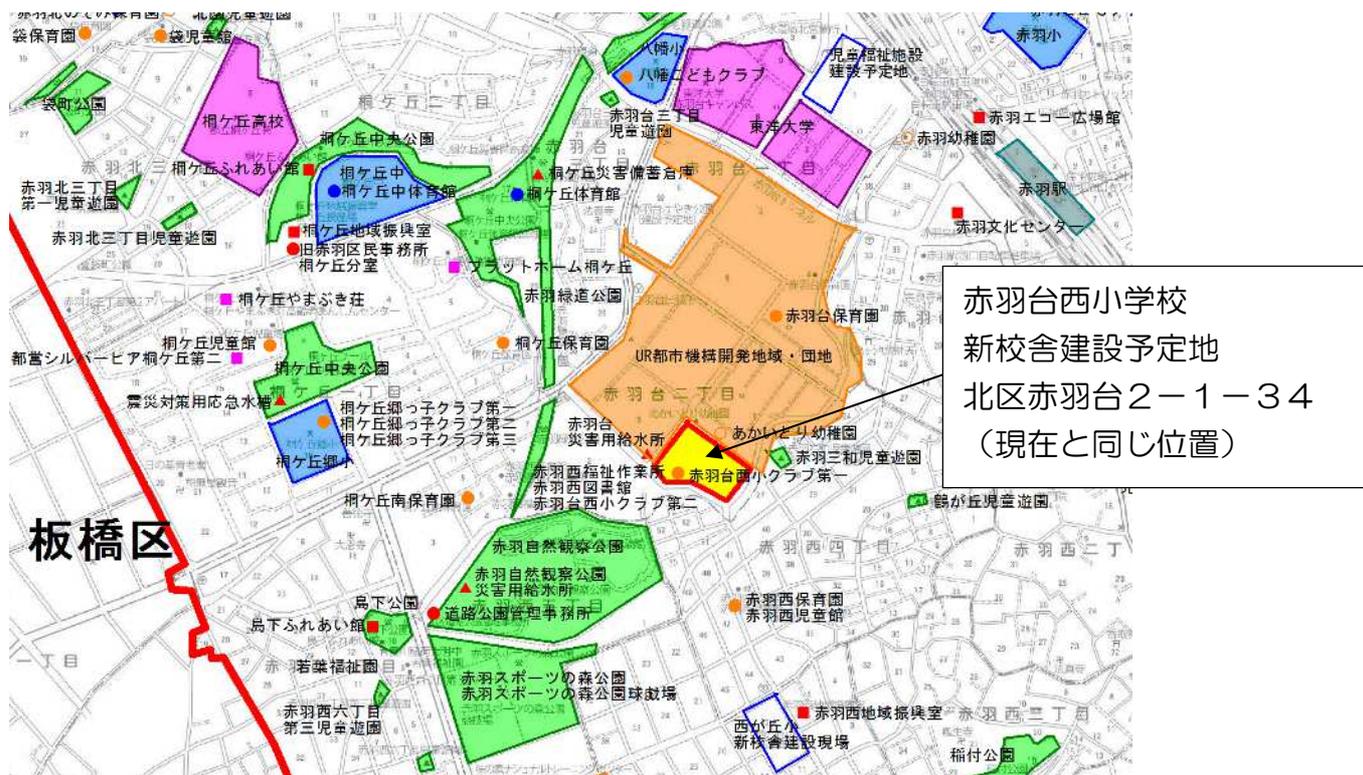
※義務教育標準法の改正により、学級編成の標準を令和3年度（2年生）から5年かけて学年進行で35人に引き下げられる。



1-4 計画地周辺の状況

建設予定地は、JR 赤羽駅の南西約700mのところに位置している。

建設予定地周辺は、低地部に住宅地が広がり、西側には公務員赤羽住宅があり、北側一帯ではUR 都市機構による赤羽台団地の建替事業が進んでいる。なお、学校敷地は高台に位置しており、南側の西が丘・赤羽西地区を一望することができる。周辺には西が丘小学校や八幡小学校、桐ヶ丘郷小学校、桐ヶ丘中学校等、が点在している。



<凡例>

●	区民事務所 道路公園管理事務所	■	小・中学校	●	地区体育館
■	地域振興室 ふれあい館 文化センター エコ広場館	■	高等学校・大学	●	区立保育園 学童クラブ
▲	備蓄倉庫 災害用給水所	—	区境	○	私立保育・幼稚園 認可保育園
■	高齢者在宅サービス センター 区立特別養護老人ホ ーム ぷらっとほーむ	■	UR 都市機構開 発地域・団地	■	児童遊園 公園緑地

2 建築に関わる諸条件

2-1 敷地の現況

(1) 敷地状況

- ① 住居表示：赤羽台2丁目1番34号
- ② 敷地面積：9,860.68㎡
※令和6年度末にUR都市機構所有地を一部取得予定のため、敷地が1,831.30㎡
拡張予定。(取得後の敷地面積：11,691.98㎡)
- ③ 土地所有：北区
- ④ 土地形状：台形型で南北約120m、東西約65mから約100m
- ⑤ 埋蔵文化財包蔵地：大六天遺跡(令和5年度に試掘調査実施予定)

(2) 用途地域・地区等

- ① 用途地域：第一種中高層住居専用地域
- ② 建蔽率/容積率：60%/200%
- ③ 防火地域：準防火地域
- ④ 高度地区：第二種高度地区
- ⑤ 日影規制(高さ10mを越える建築物を対象とする)
測定面 平均地盤面からの高さ 4m
規制値 敷地境界線から5mを超え10m以内の範囲 3時間以上
敷地境界線から10m以上の範囲 2時間以上
- ⑥ 地区計画：赤羽台周辺地区地区計画

(3) 隣地状況

- 北側：UR都市機構団地
東側：あかいとり幼稚園
UR都市機構所有地
南側：ブロック積擁壁及び法面があり、学校敷地と道路までの高低差は最大10mある。
現在点検調査を実施している。
西側：公務員赤羽住宅

(4) 交通状況

JR赤羽駅から直線で約700mの位置にあり通学距離は最大約600mである。

(5) 接道状況、道路種別

- 北側：UR都市機構私道 幅員8.1m(建築基準法第42条1項5号)
西側：特別区道北1969号 幅員12.0~13.1m(同法42条1項1号)
南側：特別区道北1970号 幅員7.5~8.5m(同法42条1項1号)

(6) 都市設備

排水：公共下水道供用区域

ガス：東京ガス

電力：東京エコサービス株式会社

(7) 周辺敷地の状況

< 拡張予定地・接道状況 >

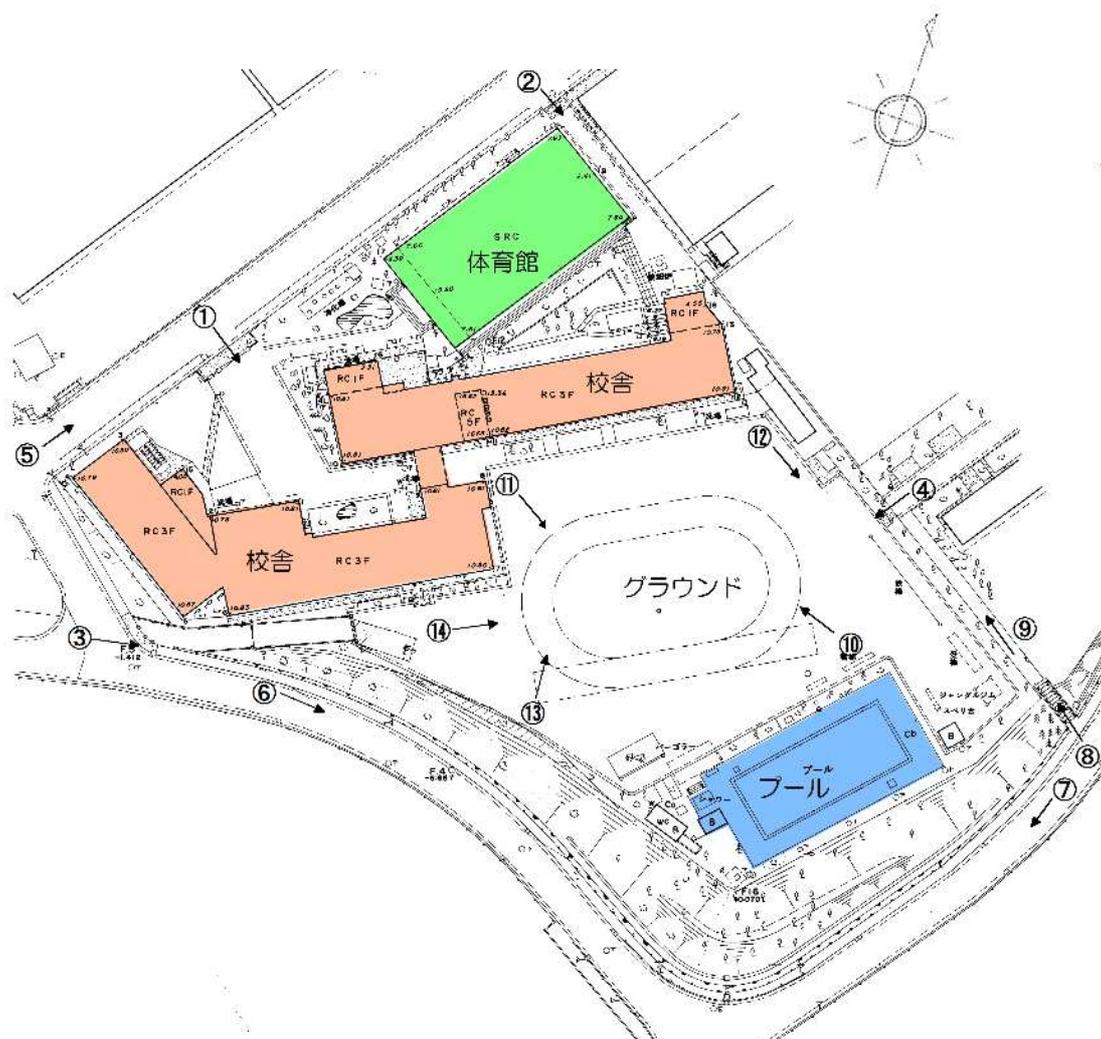


< 埋蔵文化財包蔵地（出典：東京都教育委員会） >



2-2 敷地の写真

赤羽台西小学校 写真位置図





①正門



②北門



③西門



④東門



⑤北側道路



⑥西側道路・擁壁



⑦南側道路・擁壁



⑧東側通路 (1/2)



⑨東側通路 (2/2)



⑩校舎



⑪運動場 (1/4)



⑫運動場 (2/4)



⑬運動場 (3/4)



⑭運動場 (4/4)

3 施設計画

施設構成及び内容については、原則として「北区立小・中学校整備方針」（令和元年6月改訂）に基づいて整備する。

「北区立小・中学校整備方針」

北区ホームページ 子育て・教育＞小・中学校＞学校の改築・改修＞

計画・施策＞北区立小・中学校整備方針

3-1 施設構成及び規模

学校施設については、1-3の児童数の推計で示された児童数及び学級数（令和9年度・385名・13学級）より施設規模を設定する。

施設内容及び規模は次のとおりである。なお、「北区立小・中学校整備方針」と数値が異なる場合は、本表を優先する。

◆：教室転用を検討する諸室

種類	教室・スペース	部屋数	規模 (64㎡=1)
学校施設			
普通教室	普通教室	18	18
	少人数教室	3	3
多目的スペース◆	多目的スペース	12	12
特別支援	特別支援教室	1	1
	ことば教室	5	3
特別教室	理科室、準備室	1	2
	図工室、準備室	1	2
	音楽室、準備室	1	2.5
	家庭科室、準備室	1	2
	学校図書館	1	3
	生活科室◆	1	1
	和室◆	1	1
体育施設	体育館	1	12.75
	プール関係諸室	1	2.5
	屋外体育倉庫	1	0.75
管理諸室	職員室・事務室	1	4
	校長室	1	0.5
	保健室	1	1.25
	管理室	1	0.5

種類	教室・スペース	部屋数	規模 (64 m ² =1)
管理諸室	教職員更衣室・休憩コーナー	1	1.5
	印刷室	1	0.5
	倉庫	2	2
	会議室◆	1	1
	教職員トイレ	1	0.5
	カウンセリング室	1	0.5
	教育相談室	1	0.5
その他	児童会室	1	0.5
	児童用更衣室	1	1
	放送室	1	0.5
	教材室	3	3
	小会議室	1	0.5
給食関係	調理室等	1	7
	配膳室	各階	1.25
共用部分	昇降口	2	2
	エレベーター	1	0.75
	トイレ、廊下、階段、電気機械設備 スペース等（学校全体規模の約 25%）	—	32
防災	防災備蓄倉庫	1	1
	防災資機材倉庫	1	0.5
放課後子ども プラン	放課後子ども教室・学童クラブ スタッフルーム・倉庫	5	4.5
施設規模合計（コマ）			133.75

- ※普通教室の面積を8m×8m=64m²として、64m²=1を規模の単位とした。
- ※各施設規模及び所要室はおおよその目安であり、基本構想・基本計画において最終的に決定する。
- ※赤羽台西小学校がこれまでどおり既存校舎で学校運営をしながら、新校舎の建設工事を行う、いわゆる「居ながら改築」が可能な施設配置や工事工程とし、グラウンド整備は、新校舎完成後に既存校舎を解体した後に実施する。
- ※環境配慮、省エネルギーの対応にあたっては、ZEB Oriented 相当以上の省エネルギー性能の確保を目指すこととする。
- ※上記諸室を満たした上で赤羽台西小学校の総床面積は、8,600 m²未満とすること。

3-2 関係法令等

(1) 北区の関係条例・規則・指導要綱等

東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
東京都北区景観づくり条例
東京都北区文化財保護条例
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則
 東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準
 東京都北区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準
 東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱
東京都北区みどりの条例
 東京都北区みどりの条例施行規則
東京都北区プールに関する条例
北区居住環境整備指導要綱
東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱
雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱
北区の共同住宅等に関する福祉のまちづくり整備要綱・整備基準
東京都北区水道法施行細則（専用水道の布設工事の確認申請）
東京都北区食品衛生法施行細則（営業許可申請）
東京都北区健康増進法施行細則（給食開始届）
東京都北区建築基準法施行細則

(2) その他関連する条例等

東京都駐車場条例
東京都福祉のまちづくり条例
東京都建築安全条例
東京都における自然の保護と回復に関する条例
東京都文化財保護条例
高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
水の有効利用促進要綱

(3) 主な北区の関係計画等

北区立小・中学校整備方針
北区立小・中学校長寿命化計画
「東京都北区 GIGA スクール構想」の基本的な考え方
東京都北区地域防災計画
北区地域危険度一覧表
東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本指針
北区特別支援教育推進計画
北区役所地球温暖化対策実行計画